

## 【 民 法 】

以下の各問いに解答するに当たっては、問題の年月日にかかわらず、試験実施日に施行されている法令に基づき解答すること。解答に当たっては、条文をあげ、判例に照らして、根拠を挙げて解答すること。特に指示のない限り、各問題は独立の問題である。

I 以下の【事実】を読んで、各問題に解答しなさい。

### 【事実】

A銀行は、2018年4月1日、2022年12月31日を履行期とするBに対する1000万円の債権(以下「甲債権」という)を担保するため、B所有の不動産(以下「本件建物」という)につき抵当権(以下「本件抵当権」という)の設定を受け、本件抵当権は、同日登記された。

2018年10月1日、BとCは、月額賃料を50万円、賃料は1年分を一括して年末に後払いする内容でCが賃借する旨の契約(以下「本件賃貸借契約」という)を締結し、本件建物はCに引き渡された。その際、Cは、Bに本件建物の修繕用の融資として期限を定めずに500万円を貸し渡した。

また、Bは、2020年4月1日、Dから履行期を2022年12月31日として1000万円の融資を受けた(以下DのBに対する債権を「乙債権」という)。

Bは、甲債権についても乙債権についても履行期に返済ができなかった。

2024年1月10日、Aは、本件抵当権に基づく物上代位権の行使として、Bの履行遅滞後に生じた本件賃貸借契約に基づく2023年分の未払賃料債権600万円(以下「丙債権」という)につき、差押命令(以下「本件差押命令」という)を取得し、本件差押命令は、翌11日B及びCに送達された。

**問題1** Cは、本件差押命令の送達を受け、丙債権と自己の500万円の貸付債権との相殺の意思表示をした。Aは、Cから賃料を取り立てることができるか。

**問題2** 2023年1月5日、Bは、乙債権の弁済に代えて丙債権をDに譲渡し、翌6日、Cに内容証明郵便でその旨の通知が到達した。Aは、Dに優先してCから賃料を取り立てることができるか。

Ⅱ 以下の【事実】を読んで、各問題に解答しなさい。

**【事実】**

A社の従業員のBは、A社が所有する不動産の管理、処分についての権限を有していた。

Bは、Cに1000万円の借金を負っていたところ、Cと相談した結果、借金返済に代えて、A社を代理してA社所有の甲不動産(1000万円相当)をCに譲渡することになった。Bは、Cに甲不動産を引渡し、登記を移転した(以下「本件代物弁済」という)。

その後まもなく、社内調査の結果、Bの不正が発覚し、A社はCに対して甲不動産の返還及び登記の抹消を請求している。これに対して、Cは、Bには代理権があり、本件代物弁済は有効であると反論している。

**問題1** A社のCに対する請求は認められるか。Cの反論を踏まえて解答しなさい。

**問題2** A社のCに対する請求が認められた場合、CはBに甲不動産の引渡しを請求することは認められるか。